

特集《意匠》

化粧用パフ事件

大阪地裁 平成 17 年 12 月 15 日
平成 16 年(ワ)第 6262 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 恩田 博宣



要 約

本判決は、部分意匠権の侵害が争われた希少な事案である。また、損害額の算定につき、部分意匠権の「寄与率」なる概念が持ち出された事案であった。

原告は、意匠に係る物品を「化粧用パフ」とし、当該物品の「パフ本体部分」について登録部分意匠権（本件登録意匠、図 1）を有する者であった。一方、被告は「ゲルマニウムシリコンブラシ」（イ号物件、図 2）なる製品を業として製造販売する者であった。

本件は、被告が実施するブラシの本体部分が、原告の有する登録部分意匠権相当部分と類似するか否か等につき争われたものであり、原告は被告に対し、意匠法 37 条 1 項の規定に基づき、被告物件の製造販売の差止め及び意匠法 39 条 1 項の規定に基づき、損害賠償の請求を求めたものである。

1. 事件の概要

以下に本件の争点を中心として事案の概要を述べる。ページ数の都合等から、本稿では争点 1「物品の類否」、争点 2「意匠の類否」、争点 4「損害額」に絞って論ずる。

1-1 イ号物件は本件登録意匠に係る物品と類似するか。(争点 1 物品の類否)

①原告の主張

原告は、本件登録意匠（意匠登録第 1187684 号）に係る物品が属する意匠分類 B7-11 には、以下のようなものも意匠登録されているとして、本件登録意匠とイ号物件とは物品が同一であると主張した。すなわち、上記分類には、「化粧用パフであって、皮膚を清潔にしたり、化粧料を拭き取るために用いるもの」、「化粧用の拭き取りに使用される化粧用コットン」、「皮膚の清浄に使用する化粧用パッド」などが分類されている。イ号物件である「ゲルマニウムシリコンブラシ」は、結局洗顔ブラシであって、これら物品と同様の目的で使用されるものであるから、両意匠は物品が同一であると主張した。

②被告の主張

この原告の主張に対し、被告は「本件登録意匠に係

る物品とイ号物件の「物品」は、意匠法上の用途を異にする非類似物品であり、非類似物品間に類似する意匠はないから、イ号物件の製造販売は、イ号意匠と本件登録意匠との類否を検討するまでもなく、本件意匠権を侵害しない」と主張した。

③裁判所の判断

裁判所は、「意匠とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」であるから、物品と一体であり、物品が異なれば意匠も異なるとした上で、「意匠の類否は、一般需要者を基準とし、登録意匠と登録意匠との類似の美観を生じさせ、両意匠に混同を生じさせるおそれがあるか否かによって決すべきものであることにかんがみると、意匠に係る物品の類否も、一般需要者を基準とし、両物品が同一又は類似の用途、機能を有すると解される結果、両物品間に混同を生じさせるおそれがあるか否かという観点からこれを決すべきものと解される。」として、本件の類否判断にあたっては、「イ号物件が本件登録意匠に係る物品『化粧用パフ』と同一又は類似の用途・機能を有するか否かを検討する必要がある。」との判断手法を示した。

そして、本件の具体的判断については、イ号物件で

ある「ゲルマニウムシリコンブラシ」とは「クレンジングとマッサージの用途を有し、その広告宣伝（甲3）のとおり、『とっても柔らかいシリコンブラシは毛穴につまった化粧の汚れ、角質などをスッキリキレイに落とします。また、この柔らかさが極めの細かい泡を作ります。』『イボが適度に肌を刺激して血行を良くするマッサージ効果で、肌の弾性を高め、引き締める効果があります。』』というような機能を有するものである」ことが認められる物品であり、他方、本件の「化粧用パフ」とは、「おしろいやファンデーション等を顔に塗布するためのものとされていることに加え、本件登録意匠においては『化粧用』とされていることからすれば、『化粧用パフ』は、本来、もっぱら『化粧』を用途とし、おしろいやファンデーション等を顔面等の皮膚に塗布する機能を有するものとされていた」物品であると判断した上で、「しかし他方、意匠に係る物品を『化粧用パフ』とし、分類番号も本件登録意匠と同様「B7-11」とする登録意匠には、物品の説明として、『本物品は、主として皮膚を清潔にしたり、皮膚に付いている化粧料を拭き取るなどに用いる。』（登録番号第787613号。甲13）とするものがある」ことや、「洗顔用具等をインターネット販売しているホームページ」には、『「パフ」を用いて洗顔する方法』とか、「洗顔後、きれいに洗ったパフに水をたっぷり含ませ、シルク面で数回パッティングすると、洗い上がりがすっきり」する商品などが複数紹介されている事実があること等を考慮すると、「このような物品の需要者（洗顔に少しでも関心を有する主として女性）において、『パフ』は、おしろいやファンデーション等を顔面等の皮膚に塗布するという本来の用途・機能のほか、洗顔用品としての用途・機能を有するものと認識されているということができ、イ号物件とその用途・機能が類似するものというべきである」として、「イ号物件は、その用途・機能において本件登録意匠に係る物品である「化粧用パフ」と類似するものというべきであり、仮に、その本体部分の意匠であるイ号意匠が本件登録意匠と類似するとすれば、上記の一般需要者に混同を生じさせるおそれがあるものというべきである」と判断した。

1-2 イ号物件は本件登録意匠権と類似するか。

（争点2 意匠の類否）

①原告の主張

原告は、本件登録意匠の要部につき、「楕円形の薄板状の本体の片面に、若干の幅の周縁部を除き、根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部」を有している点にあると主張し、「イ号意匠の要部形状は、本件登録意匠の要部形状をそのまま具備」するとした。そして、形状の細部について、本件登録意匠の「楕円形の本体は、その短軸の両端付近縁部が、背面側に少し突出した形状となっている」のに対し、イ号意匠は、「楕円形の本体（ア）は、全体的に一律な厚みとなっている」から、「両者は本体の縁部の形状が部分的に異なっている」が、「この差異は全体形状の中においてごく部分的な微細なものではない」ため、「イ号意匠は本件登録意匠に類似する」と主張した。

②被告の主張

これに対して被告は、「争う」と主張した。

③裁判所の判断

裁判所は、「イ号意匠が、本件登録意匠の要部形状、すなわち『楕円形の薄板状の本体の片面に、若干の幅の周縁部を除き、根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部を有している』との点を具備することは、当事者間に争いが無い」とした上で、「本件登録意匠とイ号意匠との相違点は、証拠（甲10、検甲2）及び弁論の全趣旨によれば、①本件登録意匠では長軸対短軸が約5対4であるのに対し、イ号意匠では長軸対短軸が約5.5対4である点、②本件登録意匠では本体の短軸の両端付近縁部が背面側に少し突出した形状であるのに対し、イ号意匠では本体は均一の厚みを有する点であるが、いずれも微細な点であり、看者に格別の注意を惹くものとはいえず、上記要部形状における共通点を凌駕してその類否判断に格別の影響を及ぼすものとはいえない」から、「イ号意匠は、本件登録意匠と類似する。」と判断した。

1-3 原告の損害額（争点4 損害額）

①原告の主張

原告は、「被告は、遅くとも平成16年2月から平成17年1月31日までの間、イ号物件を少なくとも1か

月あたり 5000 個 (2 個組), 合計 6 万個製造販売」した, 「1 個あたりの販売単価は, その小売価格が 880 円・同 1180 円・同 2000 円であることから推定して 400 円を下る」ものではなく, 「当業界の常識からして被告の粗利益率は 40% と推定される」ことから, 「被告は, イ号物件の製造販売により, 960 万円の利益を得」, 意匠法 39 条 2 項の規定により, 同額の損害を原告は被ったと主張した。具体的な計算式は以下の通りである。

$$400 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 個} \times 12 \text{ 月} \times 40\% = 960 \text{ 万円}$$

そして, 被告は裁判所の文書提出命令に応じないことから, 文書提出命令の対象となった文書には, 上記計算式に示す販売数量, 販売額, 利益率が計算できる記載のあることが明らかであるので, 原告主張事実は真実として認められるべきであると主張した。

②被告の主張

被告は原告の主張を否認し, イ号物件につき, 商品は中国で生産され, 香港経由で香港の協力会社 (商社) を通じて, 日本国内の取引先企業から仕入れたものであり, 商品代金は香港の協力会社に支払い, 金型代など先行投資については, 日本国内に取引先企業に支払ったと主張した。そして, 仕入れたイ号物件については, 問屋に対し, 4661 個 (内, 494 個返品されたため, 差し引き 4167 個) 販売しただけで, 小売店やネット販売等により消費者に直接販売していないと主張した。

被告が主張した粗利益の額は以下の通りである。なお, 粗利益を引く前の売上額は, 166 万 4740 円 (4167 個 × 販売単価約 400 円と推定) であり, 仕入単価は 258 円, 粗利益率は約 35.4% と主張した。

$$(1,664,740 \text{ 円} - 258 \text{ 円}) \times 4,167 \text{ 個} = 58 \text{ 万 } 9,654 \text{ 円}$$

③裁判所の判断

裁判所は, 販売数量について, 「被告が文書提出命令に従わない場合の効果として, 民訴法 224 条 1 項又は 3 項に基づき, 当該文書に関する原告の主張ないし当該文書によって証明すべき事実に関する原告の主張を真実と認めるべきか否かについて検討」した結果, 「原告主張のイ号物件の販売数量は, 上記認定事実によ

てある程度裏付けられており, それ自体合理性を欠くものではないというべきであるから, 民訴法 224 条 3 項に従い, 原告の上記主張を真実と認める」こととし, 販売単価については, 「証拠 (甲 3, 乙 15 の 1 ~ 13, 28 の 1) 及び弁論の全趣旨によれば, その 1 個当たりの販売平均単価が原告主張の 400 円を下るものではないことが認められ, これを下回るとする証拠はない」とした。そして, 利益率については, 「原告は, 当業界の常識からして 40% (粗利益率) を下るものではない旨主張するが, これを裏付ける具体的な証拠は全くなく, かえって, 被告主張の粗利益率約 35.4% は, 原告の主張する上記粗利益率とさほどの乖離がない上, 被告既提出文書により認められる販売数量は, すべての販売数量を表すものではなく, その一部を除外している疑いがあるとはいえ, そこに記載されている販売数量 (販売価額) 及びこれに対応する仕入原価等の額自体にはその信用性を疑わせるような事情は証拠上見だし難い。これらの事情に加え, イ号物件に係る販売費及び一般管理費その他一切の事情を考慮すると, イ号物件の販売による利益率は 30% と認めるのが相当である」と判断した。

そして, 本件登録意匠が部分意匠であることについて, 「ところで, 本件登録意匠は, 意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの (部分意匠) であって, これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。したがって, 本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは, イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ, その額は, 同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に, イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。そこで, 同部分のイ号物件全体に占める寄与度を検討すると, イ号物件は, 「根元から先端に向かってやや小径となる突起を有する板状」の部分と「半球状の突起を有する板状」とに分けられ, イ号意匠は, 前者に係る部分のみであることその他の事情にかんがみ, 寄与率は 50% とするのが相当である。」との判断を示した。裁判所が示した損害額は以下の通りである。

$$400 \text{ 円} \times 60,000 \text{ 個} \times 0.3 \times 0.5 = 360 \text{ 万円}$$

2. 検討

2-1 物品の類否について

本件では、まず当事者間には、物品の類否について争いがあった。すなわち、本件登録意匠は化粧用パフに関するものであるが、イ号意匠は「ゲルマニウムシリコンブラシ」として、販売されていたので、被告は物品非類似の抗弁を行った。

裁判所は被告の宣伝の中から、イ号物品に化粧の汚れを落とす機能と、マッサージ機能を認定するとともに、多くの証拠から本件意匠の化粧用パフについても、単に白粉の塗布機能のみならず、洗顔や、化粧落とし機能のあることを認定して、両者は類似物品であることを認定した。なお、物品の類否に関する判断基準についても判事した。

物品の類否について争いがあったために、争点に対する判断の冒頭、裁判所は物品の類否に関する判断について、「意匠の類否は、一般需要者を基準とし、登録意匠と類似の美感を生じさせ、両意匠に混同を生じさせるおそれがあるか否かによって決すべきものであることにかんがみると、意匠に係る物品の類否も、一般需要者を基準とし、両物品が同一又は類似の用途、機能を有すると解される結果、両物品間に混同を生じさせるおそれがあるか否かという観点からこれを決すべきものと解される」と判示した。形態の類否にも物品の類否にも、混同説を採用したといえる。

通常、物品の類否は機能と用途によって判断するとされている。そして、例えば、「団扇と扇子」のように、用途が同じで機能が異なるとき、両物品は類似物品とされている。この団扇と扇子でもいえるのであるが、物品に混同を生ずるケースはほとんどないのではないと思われる。

2-2 意匠の類否について

結果的に形態について部分意匠特有と呼べるほどの争いはなかったのではないと思われる。本件登録意匠は上記図面からわかるように、パフのハンドルの部

分のみが点線で表されている部分意匠である。すなわち、両意匠において異なる部分は、①楕円形をなす薄板状の本体部分の縦軸と横軸の比が本件意匠は5対4であるのに対し、イ号意匠は5.5対4である点、②本件登録意匠は短軸方向両端部分が背面側へ少し突出している形状となっているのに対し、イ号意匠はその突出形状がなく、フラットになっている点である。

これら差異は極めて微細なものであり、原告・被告ともに認めているように本件登録意匠の要部は「楕円形の薄板状の本体の片面に、若干の幅の周縁部を除き、根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部」を有している点」にあり、当該部分を共通にする以上、両意匠の形態は類似すると認定した裁判所の判断は妥当であったと思われる。

2-3 損害額について

損害賠償の額にも争いがあった。証拠と弁論の全趣旨から裁判所は損害額を決めた。損害額の賠償について、裁判所は本件登録意匠が部分意匠であることに鑑みて、意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額をイ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額であると判断し、イ号物件全体の利益に対する登録部分意匠の寄与率を50%と算定した。

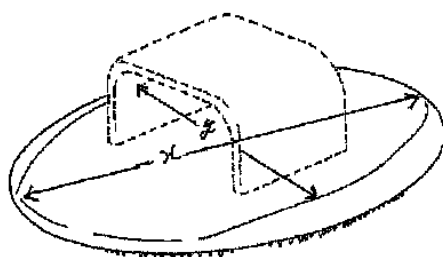
本判決は、損害額の算定方法として、登録部分意匠権の全体に対する「寄与率」なる概念が考慮されることが示された点において貴重な判決であると思われるが、本件のように部分が全体に占める物理的割合でもありと考えられる50%をそのまま「量的判断」により算定する方法は、今後の部分意匠権における損害額算定の基準となり得るか不明である。

部分意匠制度が導入された趣旨から考えると、独創的で特徴的な部分が意匠全体に与える意匠的価値を「質的判断」により算定すべきであると思われる。今後さらなる判例等の蓄積がされることを期待する。

図1 本件登録意匠

本件意匠

【斜視図】



$$x : y = 5 : 4$$

【右側面図】

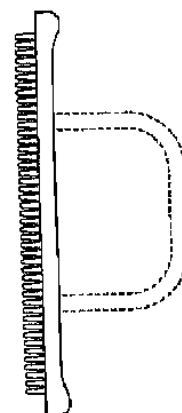
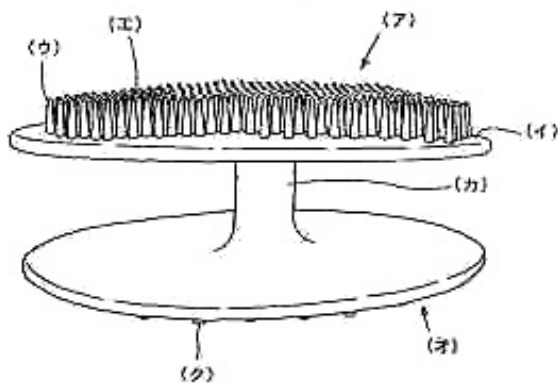
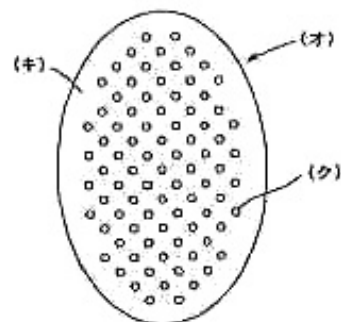


図2 イ号物件

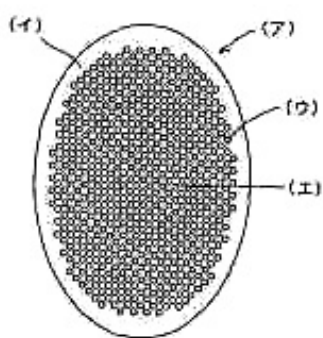
【第1図】



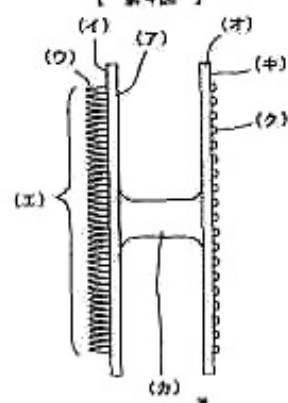
【第3図】



【第2図】



【第4図】



(原稿受領 2010. 12. 21)